

事業報告書（HP用）

日 時	令和8年8月4日（火）18:00～20:15
目 的	平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法の基本理念は、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法を礎としている。 法の下での平等を定め、性別による差別も禁じている第14条、婚姻が両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦の協力により維持されなければならないこと等をうたう第24条原案は、日本国憲法草案を作成時にひとりの女性により極秘に執筆された。 今回の講座ではドキュメンタリー映画鑑賞を通して原案執筆者のベアテ・シロタ・ゴードンさんの足跡をたどり、法律専門家の講話をもとにジェンダー観点で日本国憲法を改めて捉えなおすことで、受講者一人ひとりが日本国憲法の意義を知る（知憲）ことを目的とするもの。（第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～1～4）
対 象	関心のある方
内 容	第1部：ドキュメンタリー映画上映 「私は男女平等を憲法に書いた」（映像提供：ドキュメンタリー新社） 第2部：映画解説&講話 「日本国憲法とわたしたち」（講師：赤嶺 朝子氏/赤嶺朝子法律事務所 弁護士）
会 場	男女共同参画センターていりる3F 研修室
定 員	50名
参加者	40名（申込者：48名）
講演内容 （概要）	講座は2部構成で行った。 第1部 ドキュメンタリー映画上映 「私は男女平等を憲法に書いた」（映像提供：ドキュメンタリー新社） 「男女平等」。今でこそ当たり前のことになっているが、明治憲法では、女性はまったく権利を持たない無能力者であった。日本女性にとって感謝すべきこの「男女平等」の草案を書いたのが、当時 GHQ 民政局にいたベアテ・シロタさんだった。22 才の若い彼女がなぜそんな大役を任されることになったのか？ 日本国憲法は、1946 年 2 月 4 日から 12 日までの僅か 9 日間で作成された。ベアテさんは、名ピアニスト、レオ・シロタの娘として 5 才から 15 才まで東京で育っている。戦前の日本女性の哀しい立場を知っていた彼女は、世界各国の憲法を参考に、膨大な草案を書く。しかし、その大部分がカットされボツになってしまう。彼女は泣いて抗議したが、願いは聞き入れられなかった。 最近まで彼女は、草案作成のメンバーであったことを秘密にしていた。若い女性が憲法を作ったことを憲法改憲の口実にされるのを恐れたからだ。1993 年 4 月、元上司の民政局次長ケーディス氏と共に、かつて GHQ だった第一生命ビルを訪れ、東京の旧友達とも再会した。親友達は彼女の秘密を知って、非常に驚く。ベアテさんとロウスト中佐、ワイルズ氏の 3 人の手によって書かれた人権条項 41 条はどのような経過をたどって日本国憲法になっていったか？その答えは、この作品にすべて網羅されている。その意味で、人権に関する価値の高い基礎資料である。（ドキュメンタリー新社ホームページより） 第2部 映画解説&講話 「日本国憲法とわたしたち」（講師：赤嶺 朝子氏/赤嶺朝子法律事務所 弁護士） 映画に登場するベアテさんは 1997 年にはているに、2001 年には憲法記念講演会で来沖

され、その時に高良鉄美先生の「弥勒世憲法」が作曲されたと講師は話し始めた。

講師は、国家権力に対して憲法を守りなさいというのが立憲主義の基本であるとして日本国憲法の第99条「憲法尊重擁護の義務」を紹介し、ベアテさんは草案をつくるなかで各国の憲法を参考にしながら権力者がやってはいけないことを憲法に書き込もうとしていたのであろうと述べた。また、ベアテさんが憲法に色々書き込もうとしていた理由として、講師自身が大学生の時に読み、憲法制定過程に興奮を覚えたという、ベアテさんの書籍、「1945年のクリスマス」の193頁より、次の文章を紹介した。

「軍国主義時代の日本で育った私は、心配だったのだ。日本民族の付和雷同的性格と、自分から決して意見を言いたそうとしない引っ込み事案的な性格、しかも過激なリーダーに魅力を感じる英雄待望的な一面は、昭和の誤った歴史を生み出した根源的なもののように思う。日本が本当に民主主義国家になれるのかという点で不安を持っていた。だからこそ、憲法に掲げておけば安心といった気持ちから、女性や子供の権利を饒舌に書いたのだった。」

「大日本国憲法（明治憲法）」における人権規定、第2章「臣民権利義務」には、“法律の定ムル所ニ依ル”という「法律の留保」があちこちで見られ、基本的人権や男女平等などはなかったためGHQが検討するところとなっていたが、日本側が作成した憲法問題調査委員会の松本案にもそれらは見られなかった。

当時の日本人は人権意識が希薄であったように思えるが、高知では楠瀬喜多という女性が、男性世帯主のみに認められていた選挙権に対し、自分も納税している世帯主であることを訴えたことをきっかけとし運動が始まり、明治13年、世帯主であることが条件ではあるものの米国ワイオミング州につぐ世界で2番目の女性参政権を勝ち取る事例があった（国による新たな法律制定で4年後に廃止）。

また、第25条は憲法研究会の憲法草案要綱の中からとったと映画内で紹介していたが、この草案は1945年12月に制定されていたもので、国民主権の原則を採用し、人権規定については「法律の留保」もなく具体的な社会権や生存権が規定されていた。

このようにそれぞれのところで人権意識が見られ、特高警察の拷問などの歴史もあり、すぐには花開かない状態ながら水脈はずっとあったと評価できるのではないかな。更に沖縄では1945年9月に市議会議員選挙で女性にも参政権が認められた経緯もある。

次に講師は、現在、改憲の議論が叫ばれているが、憲法を変えて書いた方が良いのか、憲法に書き込まないと認められないのかを落ち着いて考える必要があることを日本国憲法24条の「両性」という表現を例に挙げて説明した。一方で、選択制夫婦別姓の問題は、憲法を改正せずとも法律を改正すれば足りる話である。何か社会の問題があった時、また現在表面化されていない課題が出てくることも想像されるので、それが憲法改正しなければ解決しない問題なのか、法律の改正で足りるのかを意識する必要があるとした。

また、改憲にはいろいろな議論があるとして条文化され全体像がわかりやすい自民党憲法改正草案、参政党の新憲法構想案を例に挙げ、現憲法第24条関係がそれぞれの政党でどのように考えられているのか、前文がどのように違うのかなどを解説した。日本国憲法第12条「自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止」「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」との条文も紹介した。

講話終了後、ひとり2分の持ち時間で講座を通して感じたことを4～5人で話すシェアタイムを設け、会場のあちこちでいろいろな思いが語られた。

参加者の声 (抜粋)	• 日本人の性質を鑑み、ベアテさんが女性、子ども、弱者の権利を守るため憲法にその条項を入れこもうと努力してくれたことが胸熱でした。 • ベアテさんの会議メンバーに法律家はおらず、人権主義に情熱を持つ方々だったことに感動しました。人類がどうあるべきかというお手本になるものとベアテさんもおっしゃっていて、今改憲を望む方々に同じくらいの人権を守る情熱があるのか、疑問が残りました。 • 憲法改正について初めて自分ごととして学ぶ必要があると感じた。 • 改憲するにしても、国民が内容を薄くしか知らないまま、進んでいくのはとても怖いことだと思います。どのように国民に政治に対する関心を持ってもらうのか、という事も大きな課題だと感じます。
講座の様子	   赤嶺 朝子 氏 講座の様子
主催	沖縄県・公益財団法人おきなわ女性財団